

制限付一般競争入札の実施について（公告）

制限付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和8年8月4日

社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー 理事長 中村 聡

1 入札案件の概要

- (1) 工事番号 松波第1号
- (2) 工事名及び工事概要 松波の里建替建築一式工事 RC造二階建 延床面積 2,330 m²
- (3) 工事場所 柏崎市松波四丁目地内
- (4) 履行期限 契約日から令和9年3月31日まで

ただし、本契約について、令和8年度予算及びこれに係る明許繰越予算に関する新潟県議会承認が得られた場合には、変更契約を行うものとする。（変更する場合の履行期限 令和9年12月31日まで）

なお、同議会で否決された場合は、令和9年3月31日を以て工事を打ち切り、契約を終了するものとする。

- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 設定する（最低制限価格未満の入札者は、失格とする。）。

2 入札に参加する者に必要な資格要件

この入札に参加する者は、以下の資格要件を全て満たすことを要す。

- (1) 地方自治法施工令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 公告日に新潟県、柏崎市及び刈羽村の指名停止措置を受けていない者
- (3) 令和8・9年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 松波の里（柏崎市松波四丁目8番18号）から直線距離25km以内に主たる営業所を有し、(3)の入札参加資格格付建築一式工事A級かつ総合評点1,000点以上の者。なお、営業所とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。

3 参加資格の確認等

- (1) 提出期間 令和8年8月5日（水）午前9時から8月12日（水）午後4時まで
- (2) 提出方法 持参、電子メール又は郵送で提出すること

郵送先：945-0011 柏崎市松波四丁目8番18号 柏崎刈羽ミニコロニー松波の里

電子メール：matsunaminosato@hotmail.com 又は matsunaminosato@k3.dion.ne.jp

- (3) 提出書類
 - ア 制限付一般競争入札参加申請書
 - イ 暴力団等の排除に関する誓約書

- (4) 参加資格確認結果 各申請者に対し、電子メール又は郵送により通知する。

4 設計図書の閲覧 参加資格確認結果の通知と共に CD-ROM を郵送又は配布する。

5 設計図書の質問回答

- (1) 提出期限 令和8年8月17日（月）午後4時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式は、参加資格確認結果の通知時に送付）を電子メールにより提出し、松波の里

(0257-22-2111) に電話連絡する。

(3) 回答方法 令和 8 年 8 月 21 日（金）までに各申請者に電子メール又は郵送で回答する。

6 入札及び開札の日時

(1) 受付期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）から 9 月 3 日（木）午後 1 時まで

(2) 提出方法 簡易書留又は一般書留（受付期間が差し迫っている場合は、配達時間帯指定郵便（書留）の「午前」を指定すること）にて郵送で提出する。

(3) 内訳書 入札書提出後、落札者は工事費内訳書を提出する。

(4) 開札日時 令和 8 年 9 月 4 日（金）午前 10 時以降

7 入札保証金 免除

8 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上納付（ただし、新潟県財務規則第 44 条第 2 号に該当する場合は免除する。）

9 支払条件

(1) 前金払 する。（前払保証を要す。）契約金額の 4 割以内

(2) 中間前金払 する。（中間前払保証を要す。）契約金額の 2 割以内

(3) 部分払 する。（5 回以内）部分払対象物件の危険負担は受注者が負う。

10 留意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札は 2 回を限度とする。ただし、最低制限価格を下回った価格で入札した者は、再入札に参加することができない。（初回入札者が 1 者のみの場合及び他入札者の失格により再入札者が 1 者のみとなった場合、再入札は行わない。）

(3) 入札に参加する者に必要な資格がなくなった者及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(4) 入札参加申請書提出後、入札を辞退する場合は、文書により入札辞退申請を行うこと。

(5) 落札者と仮契約書を締結し、本法人理事会の議決をもって本契約とする。同理事会において可決されなかった場合には、この契約は成立しないものとし、この場合に受注者に生ずる損害は受注者の負担とする。

11 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、地方自治法、新潟県財務規則等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。

(2) その他詳細不明の点については、松波の里（0257-22-2111）に照会すること。